

お 知 ら せ

H 19.6.12

環境政策課

(内線2349)

平成18年度ダイオキシン類環境調査結果について

平成18年度ダイオキシン類環境基準監視調査の結果、大気、水質、底質及び土壤について、全ての調査地点において環境基準を達成していました。

[調査対象及び調査地点数]

調査対象		環境基準監視調査	
		調査地点数	検体数
大 気		6	12
河川	水質	5	5
	底質	5	5
湖沼・海域	水質	11	11
	底質	11	11
土 壤		19	19
合 計		57	63

備考 大気については年2回(夏・冬)、その他については年1回実施

2 環境基準監視調査結果

(1) 大気 (単位 : pg-TEQ/m³)

採取場所	調査結果			環境基準値
	夏期	冬期	平均	
四国中央市	0.038	0.084	0.061	0.6以下
新居浜市	0.046	0.042	0.044	
西条市	0.032	0.030	0.031	
今治市	0.042	0.027	0.035	
八幡浜市	0.016	0.029	0.023	
宇和島市	0.059	0.042	0.051	

(2) 水質 (単位 : pg-TEQ/リットル)

ア 水質 (単位 : pg-TEQ/リットル)

種類	採取場所	調査結果	環境基準値
河川	国領川	0.079	1以下
	東川	0.25	
	加茂川	0.061	
	中山川	0.061	
	肱川	0.076	
湖沼・海域	面河ダム	0.061	1以下
	伊予三島・川之江海域	0.066	
	新居浜海域	0.062	
	西条海域	0.086	
	東予海域	0.13	
	波方・大西・菊間海域	0.064	
	伊予海域	0.066	
	長浜海域	0.065	
	八幡浜・保内海域	0.061	
	吉田海域	0.061	
	宇和海・津島海域	0.061	

イ 底 質(単位: pg-TEQ/g)

種類	採取場所	調査結果	環境基準値
河 川	国領川	0.22	150以下
	東川	6.7	
	加茂川	0.70	
	中山川	0.17	
	肱川	0.24	
湖沼・海域	面河ダム	2.6	150以下
	伊予三島・川之江海域	4.5	
	新居浜海域	5.7	
	西条海域	11	
	東予海域	5.2	
	波方・大西・菊間海域	0.19	
	伊予海域	1.6	
	長浜海域	0.075	
	八幡浜・保内海域	2.1	
	吉田海域	0.83	
	宇和海・津島海域	1.3	

(3) 土 壤(単位: pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準値
新居浜市中須賀町	1.8	1,000以下
新居浜市松の木町	0.90	
新居浜市黒島	0.59	
新居浜市庄内町	0.38	
新居浜市土橋	0.21	
四国中央市川之江町	1.2	
四国中央市三島朝日	0.56	
四国中央市寒川町	0.0098	
四国中央市土居町	0.44	
今治市五十嵐	0.054	
今治市伯方町	0.10	
西条市小松町	0.61	

西条市神拝	2.6	
宇和島市吉田町	0.30	
宇和島市津島町	0.11	
八幡浜市若山	0.063	
大洲市柚木	0.10	
西予市野村町	0.072	
久万高原町上野尻	0.11	

1,000以下

(備考) 各検体の採取年月日

環境基準監視調査

大 気		夏 期 平成18年 7月26日～平成18年 8月30日 冬 期 平成18年12月 6日～平成18年12月22日
水 質	河 川	平成18年 4月11日～平成18年 4月26日
	湖沼・海域	平成18年 4月13日～平成18年 6月13日
底 質	河 川	平成18年 4月11日～平成18年 4月26日
	湖沼・海域	平成18年 4月13日～平成18年 6月13日
土 壤		平成18年 7月28日～平成18年 8月23日

(参考)

1 平成18年度及び過去の調査結果の範囲

(単位 大気：pg-TEQ/m³ 土壌・底質：pg-TEQ/g 水質：pg-TEQ/L)

調査対象	環境基準監視調査		(参考) 平成12~17年度	環境基準
	平成18年度			
大気	0.023 ~ 0.061		0.020 ~ 0.14	0.6 以下
河川	水質	0.061 ~ 0.25	0.044 ~ 0.69	1 以下
	底質	0.17 ~ 6.7	0.075 ~ 12	150 以下
湖沼・海域	水質	0.061 ~ 0.13	0.047 ~ 0.49	1 以下
	底質	0.075 ~ 11	0.085 ~ 22	150 以下
土壌	0.0098 ~ 2.6		0.016 ~ 8.9	1000 以下

2 ダイオキシン類濃度の単位について

○ pg (ピコグラム)：1兆分の1グラムを表す単位

○ TEQ (毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値であることを示す

3 ダイオキシン類に係る環境基準について

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/ m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/リットル以下
水底の底質	150 pg-TEQ/ g 以下
土壌	1000 pg-TEQ/ g 以下

大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 毒性等量算定の際、定量下限値未満の数値の取扱いについて

大気、水質及び底質

定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、そのままの値を用い、検出下限値未満の数値は、検出下限の1/2を用いて、各異性体の毒性等量を算出する。

土壌

定量下限値未満の数値は、ゼロとする。